

訴 状

令和4（2022）年7月21日

千葉地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 足 立 啓 輔

同 船 澤 弘 行

同 土 居 太 郎

同 広 松 大 輝

同 佐々木 喬 弘

同 笠 原 菜 摘

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

未払賃金等請求事件

訴訟物の価額 金 1 2 0 3 万 1 0 9 1 円

ちょう用印紙額 金 5 万 9 0 0 0 円

目次

第1	請求の趣旨	3
第2	本訴訟の概要と目的	4
第3	請求の原因（未払賃金）	5
1	当事者	5
(1)	原告	5
(2)	被告	5
2	労働条件等	6
(1)	採用	6
(2)	所定労働時間	6
(3)	給与	6
3	未払賃金の金額	8
(1)	基礎賃金	8
(2)	未払賃金の計算	9
(3)	被告からの未払賃金の支払い	9
(4)	未払賃金の金額	9
4	労働時間該当性について	10
(1)	被告の主張	10
(2)	宿直勤務の時間が労働時間に該当すること	10
5	付加金の請求	11
第4	請求の原因（安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求）	12
1	安全配慮義務の根拠と内容	12
2	安全配慮義務違反の内容	12
(1)	宿直等の過重労働	12
(2)	休憩時間が無かったこと	13
(3)	過酷な業務内容	13

3	損害	14
	(1) 慰謝料	15
	(2) 治療費等	17
	(3) 休業損害	17
	(4) 逸失利益	17
	(5) 弁護士費用	18
	(6) 小括	18
第5	交渉経過	18
1	はじめに	18
2	令和2(2020)年2月6日面談	19
	(1) 復職時の研修の拒否	19
	(2) 昼休憩がとれないこと	19
	(3) 児童受け入れ制限及び野田小4女児虐待事件	20
	(4) 小括	20
3	船橋労働基準監督署からの是正勧告(令和3(2021)年10月下旬)	21
4	令和3(2021)年11月8日面談	21
	(1) 一部未払い賃金を認める	21
	(2) 原告以外の職員への支払いは行わない	21
	(3) 夜間勤務の仮眠時間帯(午前1時～7時)について	22
5	令和3(2021)年11月30日 退職	22
6	令和4(2022)年2月1日 代理人就任後受任通知	23
第6	なぜ、提訴をしたか	23
第7	よって書き	28
第1	請求の趣旨	
1	被告は、原告に対し、金65万1555円及び内金55万9684円に	

対する令和3（2021）年12月1日から支払済まで年14.6パーセントの割合による金員を支払え

2 被告は、原告に対し、8336円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年3パーセント¹の割合による金員を支払え。

3 被告は、原告に対し、金1147万1407円及びこれに対する訴状送達の日から支払済まで年3パーセントの割合による金員を支払え

4 訴訟費用は、被告の負担とする

との判決並びに第1、3項につき仮執行宣言を求める。

第2 本訴訟の概要と目的

本件訴訟は、震災ボランティアや子ども電話相談等を通じて、様々な境遇にある児童相談所の児童を支える仕事をしたいと志し児童相談所職員となった原告が、入所した児童相談所の研修制度の不備、人員の慢性的不足からくる長時間労働、賃金不払い及び児童相談業務からくるストレス等から退職を余儀なくされ、そのことについて被告千葉県に責任を問うものである。

本訴訟は、直接には、未払い残業代請求、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求（国家賠償法1条1項に基づく請求）の形をとる。もっとも、原告の目的は、個別的な救済、解決にとどまるものではない。原告の目的は、本訴訟を通じて、児童相談所の労働環境について問題提起をし、千葉県内外における児童相談所における慢性的な人員不足の解消、適切な人員配置を実現しようとするところにある。

原告は、児童相談所職員が、一人一人の児童と充分に向き合える環境を実現し、それによって、児童が心身ともに健やかに養育されるよう、本訴訟を提起した。

¹ 民法改正前の部分についても3%のみ請求する。

第3 請求の原因（未払賃金）

1 当事者

(1) 原告

原告は、平成28（2016）年3月に中央大学法学部法律学科を卒業後、同年4月に中央大学大学院（文学研究科社会学専攻）に入学、平成31（2019）年3月に同大学院を卒業した。大学院時代には、子どもの電話相談についての研究を行い、「孤独な電話相談員の支えあいとジレンマ—子供電話相談ボランティア団体Xへの参与観察調査を通じて」という修士論文を作成した。大学院卒業後の同年4月、条件付き児童指導員として、被告に採用され、市川児童相談所で勤務を開始したが、後述のとおり過重な労働により体調を崩し、同年7月下旬から療養休暇を取得した。原告は、翌令和2（2020）年2月には職場に復職したが、同年3月半ばに再び休職をした。同年4月1日に正式採用となったものの、翌令和3（2021）年11月末日をもって被告を退職した。

(2) 被告

被告は、市川児童相談所（千葉県市川市東大和田2丁目8-6所在）の運営主体であり、児童福祉法第12条²に基づき、市川児童相談所を設置した地方公共団体である。被告千葉県は、児童福祉法2条3項に基づいて、「児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負」っており、児童相談所において、児童らが、心身ともに健やかに育成されるに足りる児童相談所の設備、人員配置を行う義務を迫っている。

なお、児童相談所は、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、児童や保護者などからの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関である。緊急の場合や

² 第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

行動観察のために児童を一時保護し、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置なども行う。市川児童相談所においても、これらの業務を行っていた。

2 労働条件等

(1) 採用

原告は、平成31(2019)年4月1日に、千葉県職員に任命され、児童指導員として、市川児童相談所勤務を命じられた(甲1:辞令)。福祉職1級、34号級を給するとされた。

(2) 所定労働時間

勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分まで、うち60分は休憩時間とされ、一日の労働時間は7時間45分とされていた(甲2:庶務共回事務システム)。

しかし、後述のとおり、市川児童相談所では、休憩時間がとれないことが常態化しており、交渉段階において、被告は休憩時間を労働時間と認めた上で、賃金を支払っている。

(3) 給与

甲5のとおりであり、給与は22万4000円から23万0300円の間で推移し、月によって金額が異なっている。給与は末日締め、翌月21日払いとされている(職員の給与に関する条例(以下、「基本条例」とする)5条1項、2項)。

(4) 手当

各種手当の概要は以下のとおりである³。算定方法等については、基本条例6条以下に記載されている。

³ 千葉県庁 HP「千葉県職員の給与について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/soumu/kyuuyo/shokuin/index.html>

給 与	毎月きまって 支給	給料	職務の種類と内容に応じて給料表に定める額
		扶養手当	扶養親族のある職員に支給
		地域手当	民間賃金の水準に応じて支給対象地域に勤務する職員に支給
		住居手当	借家等に居住し家賃を支払っている職員に支給
		通勤手当	電車・バス、乗用車等により通勤する職員に支給
		その他	管理職手当、初任給調整手当等
	勤務の実績に 応じて支給	時間外勤務手当	通常の勤務時間を超えて勤務したときに支給
		特殊勤務手当	危険・不快・不健康・困難等の著しく特殊な勤務に従事したときに支給
		その他	夜間勤務手当、宿日直手当等
	臨時に支給	期末・勤勉手当	民間企業のボーナスに相当する手当
退職手当		職員が退職したときに支給する一時金	

3 未払賃金の金額

(1) 基礎賃金

ア 残業代の計算基礎となる賃金

割増賃金の基礎となる「通常の労働時間又は労働日の賃金」には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金は含まれない（労基法37条5項、労基施行規則21条。なお、地方公務員法58条⁴による適用除外もされていない）。

したがって、給料に地域手当を加算した金額が、基礎賃金となる。

イ 基礎賃金

残業代算出の基礎賃金は、別紙単価・既払金計算書のとおりである。

⁴ 地方公務員法58条

3 労働基準法第二条、第十四条第二項及び第三項、第二十四条第一項、第三十二条の三から第三十二条の五まで、第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三、第三十八条の四、第三十九条第六項から第八項まで、第四十一条の二、第七十五条から第九十三条まで並びに第百二条の規定、労働安全衛生法第六十六条の八の四及び第九十二条の規定、船員法（昭和二十二年法律第百号）第六条中労働基準法第二条に関する部分、第三十条、第三十七条中勤務条件に関する部分、第五十三条第一項、第八十九条から第百条まで、第百二条及び第百八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、職員に関して適用しない。ただし、労働基準法第百二条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船員法第三十七条及び第百八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準法別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員に、同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までの規定は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第一項に規定する者以外の職員に関しては適用する。

(2) 未払賃金の計算

平成31（2019）年4月から令和2（2021）年11月までの原告の未払賃金は、別紙割増賃金計算書のとおりである。原告は、令和元（2019）年7月下旬から体調を崩し休職をしており、令和2（2020）年2月に一度復職したものの、同年3月半ば以降再び休職し、以後は出勤していない（甲3：出勤簿用紙）。

なお、被告は原告が勤務時間について明らかとなる資料の開示を求めたことに対し、令和3年1月から9月までの勤務時間については開示をしたものの（甲2：庶務共通事務システム）、それ以前の勤務時間については詳細な資料を開示していない。したがって、別紙時間計算書、別紙割増賃金計算書では、出勤簿用紙（甲3）及び一時保護課勤務割表（甲4）に基づいて、出勤日、宿直日を特定し、未払賃金を計算している。

(3) 被告からの未払賃金の支払い

被告は、昼休憩中の労働に対する賃金として、令和3（2021）年12月21日に2万5857円を支払った（甲5・給与支給明細書等、令和3年12月追給分）。

(4) 未払賃金の金額

別紙割増賃金表記載のとおり、未払賃金の元金の合計額は、55万9684円である。また、原告が令和3（2021）年11月30日に退職するまでの年3パーセントの遅延損害金として3万9708円、退職した日の翌日から本訴訟提起（令和4（2022）年7月21日）までの年14.6パーセントの遅延損害金として5万2163円がある。なお、前述(3)のとおり既払金がある。

したがって、本訴訟提起までの遅延損害金を含む未払賃金の合計額は、65万1555円である。

4 労働時間該当性について

(1) 被告の主張

被告は、宿直勤務中の時間について労働時間ではないことを前提として、原告のみでなく他の従業員を含め賃金を支払っていない。

(2) 宿直勤務の時間が労働時間に該当すること

ア 宿直勤務中の業務

一時保護された子ども達には日課がそれぞれ定められており（甲6：一時保護課の日課、甲7：幼児の日課について）、それに沿って職員は様々な業務をこなすことになる。日課毎には甲8（日課毎のマニュアル）のようにマニュアルが作成され、その指示に従い、職員も行動する。宿直勤務においても業務内容や注意事項が指示されていた（甲9：夜勤、夜間生活指導員の体制について（変更点））。

宿直勤務中は、1時間に1回必ず見回りをするように指示されていた。見回りは午前1時までの間と決まっていたが、問題が起きそうな場合には、時間に限らず、頻繁に見回りに行く必要があった。仮眠をとることも許容されているが、子どもの体調が悪くなった場合や、緊急の一時保護の要請があった場合等には起きて対応する必要があった。施設から逃げだすような子どもを探しに出かけることもあった。

また、宿直時間中に、日誌や子ども達一人一人の行動記録をつけることが求められていた。

その他、必要に応じて、洗濯、掃除、行事の準備等を行うこととなっていた。

イ 待機場所、待機状況、即応の必要性等

宿直中に仮眠する際にも、子ども達の様子みるために、子ども達の寝ている部屋の前の廊下で敷き布団を敷いて寝るように指示されており、安眠できるような状況では決してなかった。外出は許されず、食事も取

ることはできなかった。午前1時以降に入浴することが許されたが、携帯を必要以上に触ることも控えるよう指示されていた。

毎晩1、2度は、警察等から施設に電話があり、これに即応する必要があった。

ウ 労働から離れることが保障されていないこと

このように、市川児童相談所における宿直勤務は、労働から離れることが保障されておらず、常に被告の指揮命令下にあったといえるから、実労働時間に当たる。

最一小判平成14年2月28日・大星ビル事件判決においても「不活動仮眠時間において、労働者が実作業に従事していないというだけでは、使用者の指揮命令下から離脱しているということとはできず、当該時間に労働者が労働から離れることを保障されていて初めて、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていないものと評価することができる。したがって、不活動仮眠時間であっても労働からの解放が保障されていない場合には労基法上の労働時間に当たるといふべきである」とされており、この点からも、本件における宿直時間が労働時間に該当することは明らかである。

5 付加金の請求

児童相談所職員が過重な労働環境に置かれていることや(訴状第6「なぜ、提訴をしたか」、同環境について被告が認識しながら不誠実な対応に終始してきたこと(訴状第5「交渉経過」、被告の不誠実な対応により原告が失職するという著しい不利益を被ったこと等を踏まえ、児童相談所職員の置かれている過重な労働環境を被告が抜本的に改善するよう促すためにも、裁判所は被告に対し、令和2(2020)年3月31日以降に生じた未払残業代と同額の付加金の支払を命ずるべきである。

したがって、原告は被告に対し、付加金(労働基準法114条)として、

令和2（2020）年4月21日が支払日である同年3月分の未払賃金と同額の8336円を請求する。

第4 請求の原因（安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求）

1 安全配慮義務の根拠と内容

- (1) 使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負っており（最二小判平12年3月24日）、この理は、地方公務員との間においても異なるものではない（最三小判平23年7月12日）。
- (2) 本件の場合においても、被告は、原告が心身の健康を損なうことがないように、適正な人材配置、業務分担を行い、原告に対し、過重な業務負担を負わせないように配慮する義務を負っていた。
- (3) 特に本件で、原告は、採用面接の際に、自身のうつ病に罹患した経験があることを伝えており（甲10・千葉県 面接カード）、その点を踏まえた業務量についての配慮、原告の体調を踏まえた業務量の配慮が特に必要であり、かつ、その必要性を被告も認識していた。
- (4) にもかかわらず、次に述べるとおり、原告は過重な業務負担を任されており、被告の安全配慮義務違反は明らかである。

2 安全配慮義務違反の内容

(1) 宿直等の過重労働

ア 原告は、令和元年4月から休職する7月までの間、毎月3日から6日の宿直勤務を任されていた。

宿直の日の勤務は、午後0時30分スタートして、翌日の朝午前9時30分まで勤務をすることになる。業務内容については既に述べたとおりである。

イ 宿直勤務中は、子ども達の様子みるために、子ども達の寝ている部屋の手前の廊下で敷き布団を敷き、寝るように指示されており、宿直室等で寝ることも許されていなかった。廊下は、固く冷えており、腰を痛めたりすることもあった。廊下で寝るので、子どもたちがトイレに行く際にも足音で起こされてしまうことがあった。到底まともに寝れるような状況ではなかった。

(2) 休憩時間が無かったこと

ア 午後0時から1時に昼休憩をとることになっているが、実際には、子ども達と食事をとらなければならず、休憩にはならない状態であった。食事中にも子ども達は、喧嘩をしたり、騒いだりしており、それを止めるため全く休憩にはなっていなかった。

イ 労働基準法34条では、「使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。」とされている。しかし、同条に反し、休憩時間は確保されていなかった。

ウ 市川児童相談所では、恒常的に人不足の状態が続いており、後述のとおり、課長である氏も、「何十年前から」そのような状況が続いていることを認めていた。

エ また、休憩時間がとれていなかったことを踏まえて、被告は、原告に対し、休憩時間分の賃金を支払っている（甲5・令和3年12月分給与支給明細書）

(3) 過酷な業務内容

ア 職員不足

令和2年当時、市川児童相談所は、20名程の子どもを保護する想定施設のあったが、（甲11・千葉県の一時保護所等の状況・6頁）、実際にはその三倍にあたる最大60名程の子ども抱えていたこともある。

正規職員は、全体で15名程度であるが、施設の性質上問題を抱えた子どもが多く、恒常的に職員が足りていない状況であった。

イ 業務の心理的負担

児童相談所では、虐待を受けた子どもや、非行少年、障害を抱えた子どもを一時的に預かることになっている。子どもたちからも暴言を言われ（「仕事ができない」）、暴力（胸倉をつかまれる等）を振るわれることもあった。子どもの構成も流動性であり、子どもごとに対応を変える必要もあったが、児童記録票も見ることがない中で、個々の子どもの特性を把握することもできず、業務にあたらざるをえなかった。

ウ 研修が無い中で業務に当たっていたこと

過酷で専門性の高い業務にもかかわらず、子ども達の対応の方法等についても特段研修もなされておらず、原告はどうしたらよいかいいのかわからない中で、子どもに対する対応を求められていた。

エ 業務への苦悩

原告は、志を持ち、児童相談所の職員として勤務を始めたが、その勤務内容は過酷であり、一人一人の子ども達に寄り添った支援が出来ているとは到底言い難い状況であった。問題を抱えた子ども達に対し、児童指導員が厳しく対応するよう求められることも多く、自身や児童相談所の業務自体が子ども達の権利や利益を蔑ろにし、かえって侵害しているのではないかと考えることも多かった。その状況が原告にとっては極めて苦しいものであった。

3 損害

原告は、上記業務実態と被告の上記安全配慮義務違反の結果、うつ病を再発し（甲12・ 診療記録・14頁～）、次のとおり損害を負った。

(1) 慰謝料

原告は、被告の過酷な労働実態に耐えかね、入所と同月である平成31(2019)年4月22日から 　　　　　　　　　に通院するようになった(通院日及び治療費は別紙通院一覧表のとおり)。

上述のとおり、原告の労働環境は劣悪であり、市川児童相談所は、児童の生命を預かる公的施設として相応しくない状態であった。

その結果、原告は、うつ病を発症し、休職を余儀なくされた。しかし、その後も、労働環境が改善されることはなかった。

原告は、うつ病により、現在も不眠や気力・記憶力の低下、希死念慮などの症状に悩まされ、現在に至るまで治療を継続しているものの、症状の顕著な改善はみられていない。原告は、3年以上も通院しており、現時点でも就労することが難しい状況である。

ア 通院慰謝料

原告は別紙通院一覧表のとおり平成31年(2019年)4月22日から、通院を開始した。症状が改善することなく、退職をしたことを踏まえると、症状固定日は、退職をした令和3年(2021年)11月30日と考えるのが相当である。

同日までの通院期間は954日(31か月24日)である。

通院期間を踏まえると、通院慰謝料は、197万6000円を下るものではない。

イ 後遺障害慰謝料

原告は、未だにうつ病に伴う以下の様な症状に悩まされている。

- ・起き上がれなくなる
- ・いろいろなことを考え、眠れなくなる
- ・ちょっとしたミスで自分を厳しく責める

・同じことを繰り返す(無意識にヤフーのトップページを何度も更新するなど)

- ・物忘れが多くなる
- ・短期的な記憶がもたない
- ・周りは敵に見えることもある
- ・敵意の人を想像してしまう
- ・もうどうでもいい、死んでも変わらない、と思うことがある。
- ・人の話が理解できなくなる
- ・ちょっとしたミスから「なんでこんなこともできないんだ」という怒りが抑えられなくなる。
- ・悪夢を見る
- ・本というか活字が読めなくなる。読み出すと吐き気
- ・文書を読むのは、15分から30分が限界であり、それ以上読むとその後気持ち悪くなり動けなくなる。
- ・1日の予定のために、何日も横臥して体調を整える必要がある
- ・人が多いところにいけない

「脳の器質的損傷を伴わない精神障害（非器質性精神障害）について（平成15年8月8日付け基発第0808002号神経系統の機能又は精神の障害の障害等級認定基準）」における精神症状である不安の状態、慢性化した幻覚・妄想性の状態、記憶又は知的能力等の状態が認められ、能力に関する判断項目のうち、普通に作業を持続すること、他人との意思伝達等において支障が生じている。

原告の当該症状は、専門医での十分な治療を行ってもなお症状に改善の見込みがないといえ、後遺障害等級で言うならば当該症状は、少なくとも後遺障害等級14級の障害に該当する。したがって、慰謝料としては11

0万円を下るものではない。

(2) 治療費等

ア 通院交通費

原告は別紙通院一覧表のとおり115日間の通院にあたりバスを利用した。バスの利用料金は往復で600円であった(甲13・google map スクリーンショット)。

したがって、原告の通院に要した交通費は合計で6万9000円(600円×115日=6万9000円)である。

イ 治療費

原告の治療費は別紙通院一覧表のとおりである。被告の安全配慮義務違反によるうつ病の苦痛を緩和するため、原告は症状固定に至るまで2年以上、計115日の通院治療を行わざるを得なかった。

そして、原告の自己負担額をまとめると8万3140円となる。

ウ 診断書作成費用

原告は被告の著しく悪質な安全配慮義務違反によるうつ病の治療の証明のため、診断書を作成する必要性が生じた。

診断書の作成日及び作成費用は別紙通院一覧表のとおりであり、その額は5万7040円である。

(3) 休業損害

別紙休業損害算定表に記載した休業損害が発生している。

休業損害の金額は、386万9481円である。

(4) 逸失利益

原告はうつ病を発症し、現在も症状が継続しており、労働能力を喪失している。

上述のとおり、原告のうつ病による身辺日常生活、作業持続等の能力低下は明らかである。

原告の後遺障害の程度は少なくとも後遺障害等級14級を下回るものではなく、労働能力喪失率は5%、喪失期間は10年と見積もることが相当である。

原告は大学院卒業の男性であり、その平均年収は令和3年賃金センサスによると、767万6000円である。

したがって、原告の逸失利益は、327万3891円（767万6000円×0.05×ライプニッツ係数8.5302 小数点第1位を四捨五入）である。

(5) 弁護士費用

弁護士費用は、104万2855円とするのが相当である。

(6) 小括

以上より、原告に生じた上記(1)ないし(5)の損害額を合計すると1147万1407円となる。

第5 交渉経過

1 はじめに

市川児童相談所における長時間労働及び業務ストレスからうつ病を発症した原告は、休職後、被告との間で以下の交渉を行った。

交渉の中で、被告職員は、原告復職時の研修等の配慮が出来ないこと、市川児童相談所では職員数が足りておらず休憩もとれないこと等を認め、このままの児童相談所の児童受入体制では2019年1月に発生した野田女児虐待事件の再来がありうるなどと発言し、被告児童相談所が慢性的に人員不足であることを認めている。

結局、原告は、被告での復職を断念し退職に至り、交渉過程での不誠実な被告の対応もあったため、本訴提起に至った。

2 令和2（2020）年2月6日面談

(1) 復職時の研修の拒否

原告は、休職中の令和2（2020）年2月6日、市川児童相談所において、上司である次長及び課長と、職場復帰に向けた面談を行った。

同面談では、原告から、入職に際して被告の導入研修が無かったことから原告のスキルギャップが生じ、それも一因として本件発症に至ったとの認識から、職場復帰に際しての研修を求めたが、次長は「さらに研修を受けるとするのは、なかなか現状としては難しい」と回答し、復職にあたって原告への導入研修を拒否した。

この点に関して、課長は、業務である子どもらの行動記録の書き方やインタビューの仕方について、原告入職時に（研修で）教えられず申し訳ないとも認めた。

(2) 昼休憩がとれないこと

さらに課長は、「（児童相談所は）今は、人が本当にいません」と、市川児童相談所の勤務職員がまったく足りていないことを認め、「（原告に）配慮はしてあげたいんですけど、なかなか現状では難しい」と、児童相談所の人員が不足し、原告復職に当たって配慮が出来ないことも認めている。

そして、人員が足りていないため、「日勤者が休憩を取る時間がない」「休憩に全然なっていない。それは何十年前から」と、児童相談所の職員らが、従来から昼休憩すらとることすら出来ない劣悪な労働環境にあることも認めている。

人員不足故の長時間労働については、課長自身「次長もそうですけど、終電危ないっての」と、児童相談所管理職らも異常な長時間労働に晒されていると認めている。

(3) 児童受け入れ制限及び野田小4女児虐待事件⁵

課長は、児童相談所の人員不足故の過酷な労働条件を評して「(児童相談所は)旧ブラック企業だって。言われましても、私が起業しているわけではないから。でも現実問題ね。千葉県としては一時保護所はこんだけの人数でって言われちゃってる」とも発言し、児童相談所がいわゆるブラック企業と評される状態にあるが、これは、千葉県の施策であるから仕方ないと劣悪な労働環境を追認している。

同氏は、児童相談所は人員不足のために「(子どもらを)できるだけ保護しない方向で在宅で」の方針を採っているとし、「ただ、あまり(保護しない方針を)厳しくしすぎると、野田(の事件)みたくなっちゃうと、えらいことになっちゃう」とも話し、職員不足による児童保護の人為的抑制策を行っていること、他方で、野田小4女児虐待事件と同様な悲惨な事件の再来を恐れているとも原告に話した。

(4) 小括

本来、保護状態にある児童については、すべて児童相談所が保護すべきである。しかし、被告は、児童相談所職員不足のために受け入れを人為的に制限している。同時に、被告管理職員らは、児童保護の受入制限は、平成31(2019)年1月に発生した、小学4年生の女児が両親からの継続的な虐待で亡くなった野田の事件を再来させる可能性があることも児童相談所管理職員が認識している。同事件の発生後も被告が児童相談所職員の補充に取り組んでこなかったことは衝撃的である。

被告は、野田事件の後、児童相談所の体制強化などを打ち出したはずで

⁵ 平成31(2019)年1月24日に千葉県野田市で起こった、小4女児が両親より継続的な虐待を受け死亡した事件。柏児童相談所は平成29(2017)年ごろに被害者を一時保護していたが、保護が解除され、事件を未然に防ぐことができなかった。

あるが、実際には一時保護課の人員補充はまったくなされておらず、児童保護の人数制限が続いている。

3 船橋労働基準監督署からの是正勧告（令和3（2021）年10月下旬）

原告は、児童相談所への復職にむけて自宅療養につとめていたが、児童相談所管理職員との面談で、児童相談所の人員不足は千葉県の施策であり改善が見込まれないこと、復職にあたっては研修その他の配慮が見込まれないことに絶望した。

そのため、児童相談所の上司に相談しても劣悪な労働環境改善がまったく見込まれないため、外部からの勧告によって児童相談所の就労環境の改善を希望するようになり、船橋労働基準監督署に、令和3（2021）年10月、時間外労働時間の賃金不払い等を相談した。

同労基署職員は、原告の言い分を聴き取り、同日、市川児童相談所には是正勧告を行った。

4 令和3（2021）年11月8日面談

(1) 一部未払い賃金を認める

船橋労働基準監督署による児童相談所への是正勧告後の、令和3（2021）年11月8日、再び、原告と次長及び課長との面談が市川児童相談所にて行われた。

市川市児童相談所管理職らは、同相談所の勤務実態が、休憩時間のない、労働基準法に反するものであることを認めた上で、原告に対し、「（労基署の指導に従い、時間外賃金の一部を）本人に支払います」と述べ、未払い時間外労働賃金については一部支払う意向を示した。

(2) 原告以外の職員への支払いは行わない

しかし、未払い時間外労働時間については、被告で確認がとれた部分のみとし、実際の労働時間を下回る時間しか認めないとも回答し、かつ、未払い時間外賃金については「（飯島）個人のみ」「今の段階ではそうですね」

と、原告以外の職員には時間外労働賃金を支払う意向はないと次長は答えている。

被告では、恒常的に児童相談所職員が不足し、かつ、同職員への時間外労働賃金が払われていないことを被告は認識していながら、原告以外への時間外労働賃金の支払いを検討していないとし、労働基準監督署からの是正勧告に対して誠実に対応をしていない。

(3) 夜間勤務の仮眠時間帯（午前1時～7時）について

児童相談所職員にとって、月4回から6回程度求められる夜間勤務中は、仮眠時間帯（午前1時～7時）が一応存在し、建前としては仮眠が許可されていたが、実際には、職員が対応すべき事態、例えば、児童の体調悪化、突然の一時保護の要請等があった場合などについては、起床して対応しなければならなかった。

しかも、仮眠用の職員ベットはなく、仮眠時は、児童が寝ている部屋の手前の廊下に職員らは敷布団を敷いて寝るなど、常に周囲の物音が気になる環境での仮眠を強いられていた。到底疲れがとれるほどの仮眠がとれる環境ではない。

また、次長によると、仮眠中の業務対応について本人から申請があれば勤務時間として扱うことになっていたが、実際には、そもそも残業代申請の方法もきちんと教わっておらず、また、時間外労働についての本人申請の手続も煩雑であり、本人申請は徹底されていなかった。

5 令和3（2021）年11月30日 退職

退職後、原告は自宅療養につとめ職場復帰を目指してきたが、被告は、原告との交渉においても原告復職についての環境整備を行う意向を示さなかった。また、被告は船橋労働基準監督署からの是正勧告に対しても十分な対応を行わなかった。

そのため、原告は被告への職場復帰を断念し、令和3（2021）年11

月30日、退職せざるを得なかった。

6 令和4（2022）年2月1日 代理人就任後受任通知

以上の経緯から、原告は、原告自身の交渉では被告は誠実な対応をせず、児童相談所の恒常的な人員不足も改善される見込みが皆無なことを理解した。そのため、被告に再考をもとめるため弁護士らに相談を行った。

その後の令和4（2022）年2月1日、原告代理人弁護士らから被告に対して、未払い時間外賃金等の支払い、労働時間が明らかとなる資料をもとめる内容証明が送られ（甲14の1・通知書）、翌2日に被告は受領したが（甲14の2）、被告及び市川児童相談所は、電話にて本人による自己情報開示手続をするように求めるだけで、何らの支払いも行わなかった。

第6 なぜ、提訴をしたか

- 1 児童相談所における職員の勤務環境の問題については、千葉県のみならず全国的にも指摘がされており、令和3年5月19日の読売新聞の記事によれば、全国の児童相談所で、虐待などの対応にあたる児童福祉司のうち、うつ病など精神疾患を理由に休職した職員が2018～20年度で、少なくとも延べ205人いた、とされている。休職や退職の理由としては、業務の多忙さと保護者への対応の負担を挙げられており、虐待の増加に伴い、子どもを家庭から引き離す一時保護も増え、保護者が感情的になり、反発するケースが多いとされている。厚労省の補助事業で実施された実態調査でも、回答があった児童相談所166か所のうち、1か月間の時間外・休日労働が「80時間超～100時間」の職員がいると答えた児相は45か所。21か所では100時間超の職員がいたと報道されている（甲15・読売新聞記事）。
- 2 千葉県では、令和3（2021）年12月2日の千葉県議会において以下のような質疑がなされ（甲16・2021.12.02千葉県議会会議録抜粋）、その内容は各種報道機関によって報道された。

高橋浩議員

「令和2年度の県職員の精神疾患による長期療養の取得率が平均で2.7%と
のことです。しかし、心理職は10.3%、児童福祉司も10.3%、児童指
導員が8.4%とのことです。児童相談所に関連する3つの専門職の精
神疾患による長期療養取得率が著しく高くなっているわけです。また、
その3職種の職員採用においても、53人の不足が生じていることも明らかと
なりました。このままでは、大変多忙で困難な児相職場において職員の不足
が生じ、そして、より一層多忙となり、児相での業務の遂行に大きな支障が
生じる懸念があります。」

そこでお伺いしたいと思います。心理職や児童指導員及び児童福祉司の精
神疾患による長期療養取得率が他の職員と比較して著しく高いことについて、
今後どのように対応していくのか。また、3つの職種の採用について、採用
予定数を合わせて129人のところ、76人しか確保できておりません。53人が
不足となっておりますが、今後どのように対応していくのか、お聞かせくだ
さい。」

説明者（加瀬博夫）

「児童福祉司等の精神疾患に関する御質問ですが、児童福祉司等の児童相談
所職員は多くの虐待事案を抱えている上、複雑で困難なケースへの対応を求
められております。このため、これらの職員のメンタルヘルスを維持するた
めに、スーパーバイザーの配置や研修の充実、ストレスチェック制度の活用
などによりまして職員のサポート体制の充実を図っているところです。今年
度は特に経験年数の浅い職員の育成と、指導的立場にある職員の専門性強化
のために、それぞれ階層別の研修を開始したところでございます。」

- 3 また、市川児童相談所に関しては、令和3（2021）年12月13日の千葉県議会において以下のような質疑がなされている（甲17・2021.12.13千葉県議会会議録抜粋）。

網中肇議員

「精神疾患で長期療養されている、特に児童関係職員の皆様の件について伺いをいたします。令和2年度でしょうかね。精神疾患により、1か月以上の療養休暇を取得された県職員の皆さんの取得率が全体平均で約2.7%であったということです。1つ前の年度になるんですが、皆さん御案内のとおりだと思いますが、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会という、かなり、国の総務省の公務員部の安全厚生推進室の関与が強い団体ですけども、この調査によると、その1つ前の令和元年度でしょうか、地方公務員の平均休職率は1.6%であったということです。ですから、県のほうが2.7%ということで、もしかしたら職員の捉え方とか、病気休暇とか、いわゆる県で言う療養休暇ですかね。もしかしたら、捉え方、若干違うのかもしれませんが、この数字を見ると、県職員全体のほうが全体的に千葉県職員の長期休暇の取得率が高いというところが気になります。代表質問でもお話ししましたが、とりわけ児童関係職員の皆様の取得率が3職種、心理と児童指導員と児童福祉司、これらを合わせると約9.3%ということで、県職員の皆さんの3倍を超えているということです。当然ながら、全国平均から見ると、もっと高くなるということです。」

そこで、細かいお話で大変恐縮なんですけど、精神疾患による長期療養者のうち、児童福祉関係職種で見た場合、所属別、年齢別、採用年数別に見た場合、その割合が高いものをそれぞれ3つずつ教えていただきたいと存じます。」

井田総務課長

「令和2年度における心理、児童指導員、児童福祉司の児童福祉関係3職種の精神性疾患による長期療養者の状況について、割合の高い順に申し上げますと、所属別では、市川児童相談所の児童指導員が16.7%、中央児童相談所の心理職が13.9%、市川児童相談所の心理職が12.8%。年齢階層別では、心理職の20歳代が53.3%、児童指導員の20歳代が50%、心理職の30歳代が46.7%でございます。採用年数別では、児童福祉司の採用3年目以内の方が66.7%、心理職の3年目以内が53.3%、児童指導員の3年目以内が50%となっております。」

網中肇議員

「お話聞いていると、やはり大分率が高いということが分かりました。特に市川児童相談所の児童指導員16.7%ということで、これ、6人に1人がという話になってしまうと思います。先ほどの全国平均の1.6%と比べると10倍近いというか、すごい数字だというふうに思います。これ、やはり早急な対応が必要だと思います。」

それで所属別で見ると、中央児童相談所と市川児童相談所に偏っていました。それであと、年齢別で見ると20代と30代、採用年数別で見ると、上位3つ挙げていただきましたが、3つとも、1年目から3年目ぐらいの方がほとんどということで、今のお話聞くと、基本的にどういう対策を取ればいいのかというと、大規模児童相談所の若手職員の――若手というのは年齢もそうですし、採用後若い、採用されて間もない方という意味の若手職員ですけども――の精神疾患による長期療養者の割合が高いことが分かりますと思います。こういったところにポイントを絞った対応をしていただければというふうに思います。ちょっと高飛車な言い方になりますが、こういうデータ持っているのは総務課、あるいは総務部、あるいは現場の児童相談所は自分の児童相談所しか見れていないですから、健康福祉部の例えば健康福祉政策課は、こう

いったところが大所高所からデータ持っていますから、詳細なぜひ分析をしていただいて、これ、本当に大変な状況になっていると思いますので、ぜひ対策を打っていただきたいと思います。」

- 4 千葉県全体で見れば、児童相談所に関連する3つの専門職のおよそ10名に1人が精神疾患による長期療養を行っていることになる。市川児童相談所について見ると、採用3年目以内の専門職のおよそ2名に1人が精神疾患による長期療養を行っていることになる。

これは極めて異常な割合であり、児童相談所に関連する専門職が、過酷な労働環境のもとに置かれていることを端的に示すものである。そして、課長の言葉を借りるならば、その状況は何十年前から変わっていないのである。

- 5 千葉県においても、平成29年12月に千葉県子どもを虐待から守る基本計画を策定し、職員の増員を行おうとしている。しかし、上記高橋議員の質疑のとおり、令和2年度においては、3つの職種の採用について、県全体での採用予定数を合わせて129人のところ、76人しか確保できていない、とのことである。現場の感覚としても、既に述べたとおり原告が退職する令和3年の時点においても、労働環境が改善されているとは到底言えない状況であった。

- 6 本来ならば労働法規を遵守し、一般企業の模範たるべき地方公共団体において、労働基準法が守られていない。さらに、市川児童相談所においては、他の職員についても未払残業代があることを認識しながら、原告のみにだけ一部残業代を支払うという姑息な対応を取ろうとしていた。しかし、公務員である児童相談所職員らには、争議権や団体交渉権が認められておらず、自らの労働環境を改善するための戦うことすら容易ではないのである。

- 7 結果として、慢性的な人数不足、過酷な労働環境の結果、子ども達に対しては、日常的に厳しい指導が行われ、子ども達の人権が損なわれている。千

葉県における虐待の相談対応件数は以下のとおり、年々増加しているところ、職員の労働環境や子どもの達の権利を取り巻く状況は、悪化していくことが予想される。さらに、踏み込んだ対策が急務なのである。

相談対応件数の一覧

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
6,775	6,811	7,547	9,061	9,863

8 原告は、現状における児童相談所の勤務実態を明らかにし、それを少しでも改善すべく本訴訟を提起した。

第7 よって書き

よって、原告は、被告に対し

第1に、雇用契約及び労働基準法37条1項に基づき、金65万1555円及び内金55万9684円に対する令和3（2021）年12月1日から支払済まで年14.6パーセントの割合による金員の支払いを、

第2に、労働基準法114条に基づき、8336円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済まで年3パーセントの割合による金員の支払いを、

第3に、国家賠償法1条1項に基づき、金1147万1407円万及びこれに対する訴状送達の日から支払済まで年3パーセントの割合による金員の支払いを、

求める（単純併合）。

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

		付 属 書 類
1	訴訟委任状	1 通
2	訴状副本	1 通
3	証拠説明書	2 通
4	甲号証写し	各 2 通

(別紙)

当 事 者 目 録

原 告 飯 島 章 太

上記訴訟代理人 別紙原告代理人目録記載のとおり

(送達場所の表示)

〒260-0013

千葉市中央区中央3-5-1 千葉中央トーセイビル9階

藤井・滝沢綜合法律事務所

電 話 043-222-1831

F A X 043-222-1832

原告訴訟代理人弁護士 足 立 啓 輔

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

被 告 千葉県

上記代表者千葉県知事 熊 谷 俊 人